



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | フランスにおける鑑定人確保の歴史と展開：全国司法鑑定人協議会のシャリエ委員長への聞き取り調査から示唆を得て                             |
| Author(s)        | 上向，輝宜                                                                             |
| Citation         | 北大法学論集，67(5)，382[105]-361[126]                                                    |
| Issue Date       | 2017-01-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/64407">https://hdl.handle.net/2115/64407</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | lawreview_vol67no5_09.pdf                                                         |



# フランスにおける 鑑定人確保の歴史と展開

—— 全国司法鑑定人協議会のシャリエ委員長への  
聞き取り調査から示唆を得て ——

上 向 輝 宜

## 1. はじめに

本稿は、フランスの全国的な規模の鑑定人ネットワークである、全国司法鑑定人協議会<sup>1</sup>(Conseil National des Compagnies d' Experts de Justice(「C.N.C.E.J」、以下、「協議会」とする。))において、2015年9月21日に協議会の本部会議室<sup>2</sup>で行った、エマニュエル・シャリエ(Emmanuel Charrier)法務委員長<sup>3</sup>(以下、「シャ

---

<sup>1</sup> 協議会について参考になるものとしては、ARBELLOT (F.), DELBANO (F.), LORIFERNE (D.), MARTIN (JP.), MATET (P.), SALATI (O.) et VIGNEAU (V.), sous la direction de MOUSSA (T.), Droit de l'expertise collection, Paris, Dalloz Action, 2012, AYDALOT (M.), L'expertise comptable judiciaire, 2<sup>e</sup>. Revue par ROBIN (J.), Paris, Presses Universitaires de France, 1962, MECUM (V.), De l'expert de justice, Paris, C.N.C.E.J, 3<sup>e</sup>, 2009, C.N.C.E.J, The judicial experts'Handbook, Paris, C.N.C.E.J, 2015がある。

<sup>2</sup> 協議会の本部所在地は、10, rue du Débarcadère, 75852, Paris, Cedex, 17である。

<sup>3</sup> シャリエ委員長は、本来は専門会計士であるが、現在は、フランスおよびベルギーの専門会計士、監査役、パリ、ベルサイユの控訴院および行政控訴院の鑑定人リストに登録される鑑定人であるだけでなく、パリ・ドフィヌ大学准教授、協議会の法務委員長も務めている。

リエ委員長」とする。)への聞き取り調査で得られた情報<sup>4</sup>から示唆を得て、わが国における鑑定人選任の困難を解決するための課題および将来的な全国的規模の鑑定人ネットワークの構築に向けた課題を探求するものである。

従来、わが国では、専門的知見を必要とする訴訟(以下、「専門訴訟」とする。)において、専門的知見を補充する役割をもつ鑑定人を選任することが困難であった<sup>5</sup>。これには多くの原因が考えられるが、そのうちのひとつとしては、恒常的な鑑定人選任システムが整備されていなかったために、個々の裁判所の努力で鑑定人を選任するという作業を行わざるを得ず、適切な鑑定人が容易には見つからなかったことが挙げられる<sup>6</sup>。現在でも、ITに関するもの等、近年、鑑定の必要性が増してきた多くの分野では、そもそも鑑定人を選任することが困難であるという問題が残されたままになっている<sup>7</sup>。

このような鑑定人を選任することが困難であるという問題への対策がなされてきた一例としては、医事関係訴訟における運用が挙げられる。医事関係訴訟

---

<sup>4</sup> 本調査は、事前に研究会等で整理した質問事項をシャリエ委員長に送付し、この質問事項について、パリの本部会議室でシャリエ委員長が答え、それに対して質疑応答を行うという形式で行われた。その内容は、①鑑定人協議会について、②鑑定制度一般について、③鑑定の時期について、④鑑定人の確保・選任について、⑤鑑定事項について、⑥鑑定意見と判決について、⑦鑑定と和解について、である。本稿では主に、鑑定を実施するための根本的な問題である、④鑑定人の確保・選任から示唆を得ている。

<sup>5</sup> この問題は、門口正人編集代表『民事証拠法大系 第5巻 各論Ⅲ鑑定 その他』(青林書院、2005年)52-55頁、荻原貞正「フランスの民事事件における鑑定について」大東法学38号127頁(2001)、前田順司ほか「専門的な知見を必要とする民事訴訟の運営」司法研究報告書第52輯 1号16頁(2000)、渡辺千原「裁判と科学—フォーラムとしての裁判とその手続のあり方についての一考察—」法と社会研究1号117頁(2015)など多くの文献によって指摘されている。また、この鑑定人を選任することが困難であるという問題への対策は、司法制度改革審議会の最終意見書においても、医事関係訴訟、建築関係訴訟を代表とする専門訴訟への対応強化の一つとしている。司法制度改革審議会意見書-21世紀の日本を支える司法制度- <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html#mokuji> (最終検索日:2016年9月15日)参照。

<sup>6</sup> 門口・前掲注(5)52頁。

<sup>7</sup> 山本和彦「民事訴訟法10年 その成果と課題」判タ1261号90頁(2008)以下。

では、他の分野での鑑定人の選任と同様、各裁判所が鑑定人候補者を選定し、鑑定を依頼するが、各裁判所で適切な専門家が見当たらない場合には、医療界である程度の権威を有する者を構成員に含む最高裁の医事関係訴訟委員会による推薦システムを利用することができる<sup>8</sup>。しかしながら現在の運用では、この医事関係訴訟委員会による推薦システムが、①システムを利用するのは庁内で適切な鑑定人が確保できない等の例外的な場合に限られるだけでなく、②他庁に依頼する場合には、選任方法や実施方法を含めて依頼先の方式に従うこと、③各庁間の依頼する件数については、ある程度平等になるよう調整すること、という厳格な条件が課されているため、迅速な鑑定人の選任という目的との関係において、十分な機能を果たしているとはいえない状況にある。

そこで、医事関係訴訟においては、鑑定人の負担軽減等といった鑑定人選任の困難の解決という根本的な問題については、各地域で構築された、裁判所間でのネットワークが、その役割を果たしていることが多い。例えば、大阪高裁の専門訴訟委員会が中心となって創設した、大阪高裁ネットワークでの取り組みが挙げられる<sup>9</sup>。このネットワークは、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県にある地方裁判所を結びつけて構築したものである。このネットワークによって、鑑定人の推薦依頼を行う窓口を大阪高裁に一本化することで、特定の大学病院に鑑定依頼が集中していないか等といった状況をネットワーク内の裁判所が一体となって把握できるようになった。その結果、このネットワーク

<sup>8</sup> 東京地方裁判所医療訴訟対策委員会「医療訴訟の審理運営指針」判タ1237号67頁（2007）、小磯武男「判例展望民事法（38）医学鑑定 その現状と課題」判タ1294号37頁（2007）。

<sup>9</sup> このネットワークは、以下の大学や医療機関によって構成されている。すなわち、大阪大学、神戸大学、大阪市立大学、京都府立医大、滋賀医科大学、奈良県立医科大学、和歌山県立医科大学、近畿大学、大阪医科大学、関西医科大学、国立循環病センターである。なお、大阪地方裁判所第17、第19、第20民事部「大阪地方裁判所医事部の審理運営方針」判タ1335号5頁（2011）が、審理期間等の具体的な内容を紹介している。これ以外にも、平成19年4月1日から東京、横浜、さいたま、千葉の4庁によって構成されている、首都圏鑑定人ネットワークや、長野地裁、甲府地裁、新潟地裁、信州大学医学部、県立病院弁護士等を構成員とする長野医療訴訟連絡協議会では、鑑定人候補者推薦システムの構築が進められている。これらの取組状況については、中山隆夫ほか「千葉県医事関係裁判運営員会第10回定例会」判タ1235号48頁（2007）が詳細に整理している。

内の裁判所が、一部の鑑定人に依頼が集中していないか等の調整を行うことができるようになるだけでなく、裁判所に提出する書式や添付書類等がネットワーク内において統一されることで、手続が容易となり、訴訟当事者の利便性の向上や鑑定人となる者の負担の軽減が図られた<sup>10</sup>。

しかしながらこれらの取り組みは、ネットワークを構築している裁判所間での取り組みに過ぎないために、ネットワークを越えた情報の共有はいまだ十分に行えているとはいえない。そこで、鑑定人の推薦依頼の手続を全国的に統一することや、地域ごとの状況をより具体的に把握し、共有するために、全国的な規模のネットワークの構築を進める必要がある<sup>11</sup>。

そして、鑑定人選任の困難への対応策やこのようなネットワークの構築について参考となりうるのが、フランスにおける協議会とその取り組みである。後述するように、フランスにおける鑑定の歴史は古く、長い間鑑定人を選任することが困難であるという問題に直面してきたところ<sup>12</sup>、フランスでは、この問題を解決するために、専門分野別の鑑定人リスト（以下、「リスト」とする。）の作成、専門家集団の創設、およびその意見、情報を共有するための機関である協議会を創設した結果、鑑定人を選任することへの困難が、ある程度改善されてきている。また、協議会の歴史をみることは、わが国における鑑定人ネットワーク、それを発展させたものである全国的な規模の鑑定人ネットワークの構築に向けて、どのような取り組みを行うことが必要かということを明らかにするのに資する。にもかかわらず、これまでの研究では、フランスにおける専門家集団や全国的な規模の鑑定人ネットワークの存在については認識されては

<sup>10</sup> これについては、大島真一「大阪地裁医事事件における現況と課題」判タ1300号57頁（2009）参照。

<sup>11</sup> 前田・前掲注（5）127頁においても、鑑定人推薦委員会として同様の趣旨の委員会の必要性を指摘する。

<sup>12</sup> 生田美弥子「フランス民事鑑定と鑑定人リスト」、木川統一郎編著『民事鑑定の研究』（判例タイムズ社、2003年）284頁。鑑定の歴史については、杉山悦子『民事訴訟と専門家』（有斐閣、2007年）172頁以下、OLIVIER (M.), La liste nationale des experts son origine, son établissement, Gaz.Pal.1993, doctrine p.36 参照。また、刑事鑑定人リストの歴史については、CHAUVAUD (F.), Les experts du crime : la médecine légale en France au XIX<sup>e</sup> siècle, Paris, Aubier, 2000が詳しい。

いたものの、協議会の歴史や具体的な活動内容については十分に整理されていなかった<sup>13</sup>。

そこで本稿では、協議会に注目して、協議会の生成過程とその概略を紹介した後、フランスでの鑑定人を選任することが困難であるという問題に対する取組み等を紹介したい。具体的には、2においては、鑑定人リストの公開文書化から始まる協議会の生成過程をふり返り、3においては、わが国における先行研究やフランスにおける研究、および協議会の本部会議室で行った、シャリエ委員長への聞き取り調査から得た情報から、協議会の概略を説明し、4においては、鑑定人の負担の軽減および鑑定人へのインセンティブという観点から、現在までの先行研究およびシャリエ委員長への聞き取り調査の整理を行い、5においては、わが国への示唆として、全国的な規模の鑑定人ネットワークの構築に向けて、今後検討の対象とすべきものと考えられる研究課題を示したい。

## 2. 協議会の生成過程

### (1) リストの公開文書化<sup>14</sup>

フランスの民事鑑定は、古くは1554年のアンリ2世 (Henri II de France) の王令によって規定されていた。その当時は、現在のように多様な鑑定は実施さ

<sup>13</sup> 北村一郎「フランス民事訴訟における鑑定人の役割 (一)」法協110巻1号14頁(1993)では、固有の職団を有するものとして、会計鑑定士、認証会計士の例が紹介されているし、生田・前掲注(12)314頁では、鑑定人リスト作成の情報収集の手段として、鑑定人協会からの情報収集による方法を言及している。また、前田・前掲注(5)306頁においても、「市販されている鑑定人名簿(裁判所ではなく鑑定人協会等の刊行によるものと思われる)」として、鑑定人協会について言及している。

<sup>14</sup> 現在、フランスにおける鑑定人リストは、1971年法の適用デクレである、1974年12月31日のデクレ1184号が、1960年に改正された刑事訴訟法典第157条の適用デクレともなっているために、刑事と民事で共通のリストとなっている。そのため、本来ならば刑事のリストについてもその歴史を整理するべきではあるが、わが国における先行研究によって、既に詳細に整理されていることから、ここでは、民事のリストの歴史にその対象を限定して整理するに留めている。これらの刑事、民事のリストの歴史については、生田・前掲注(12)283頁が詳しい。

れてはいなかったが、石工、測量技師等が鑑定人となるということはあった。具体的には例えば、パリの建物の互有壁の代金等の評価について、当事者が合意できない場合に、裁判官が石工に壁を評価して報告書を作成させていた。しかしながら専門家は、裁判所の手続に関与することに消極的で、鑑定人を確保することには困難が生じていた。そうした状況の中で、フランスでは、鑑定人を迅速に選任するための制度設計が模索されていくようになった<sup>15</sup>。

まず、リストの作成が進められたのは、刑事の分野であった。刑事の分野では、裁判所の便宜のために、各裁判所の検事局が中心となって、非公開のリストの作成を進めた<sup>16</sup>。その後、鑑定人を選任することを欲する訴訟当事者が、鑑定人を選挙することができるようにするために、リストを公開する必要性が認識されるようになって、リストの公開文書化が進められた。簡単にリストの公開文書化の動きをみてみると、鑑定に関する1892年11月30日の法律の適用デクレである、1893年11月21日のデクレに基づき、刑事の分野で医療鑑定人について、初の公開文書としてのリストが作成された<sup>17</sup>。その後もリストの整理、公開文書化のための取り組みは継続されていった。最終的には、1971年6月29日の法律498号（以下、「1971年法」とする。）が、民事のリストを公開文書にすることを規定した。

## （２）専門家の組織化

次に、専門家の組織化をみてみると、リストの公開文書化の動きに連動する形で発展してきた。従来、リストを作成する裁判所が、その内部でリストへ登載される鑑定人の整理を行ってきた。そして裁判所は、リストに専門家の意見を反映させるために、専門家集団の創設を働きかけた。この時期には、専門家

<sup>15</sup> OLIVIER・op.cit, (n.12) p.36. また、北村・前掲注（13）13頁以下参照。

<sup>16</sup> 約50年以上前より、非公開文書の形で、リストの整理が進められていた。すなわち、パリでは、毎年パリ控訴院および大審裁判所の司法官が混成する委員会組織が、鑑定人を厳選の上、リストを作成し、これを控訴院長通達の形で採択していた。生田・前掲注（12）287頁。

<sup>17</sup> リストは毎年、第一審裁判所が用意する候補者リストから、控訴院が職権で選出して作成していた。その当時の医療鑑定人リストへの登載要件は、フランスの医学博士として最低5年の経験を有すること、及び管轄内居住者たることであった。生田・前掲注（12）285頁。

においても、どのようにリストに登載される鑑定人が選ばれているのか、ということ把握することができず、リストの整理過程に対する中立性に疑問を持つようになっていたこともあり、裁判所と鑑定人の両者の思惑が一致した。そして、裁判所が作成するリストに対して、その整理過程の専門家への可視化および専門家の意見を反映させたいという思いから、専門家の組織化が進められた。それと同時に、リストへの登載までの過程の中立性を確保するために、裁判所から独立して、リストを管理する機関を創設する必要性が認識されるようになった。

具体的な取り組みとしては、1913年にセヌの第一審裁判所が、会計士らに対して、専門家の意見を集約させて、裁判所の作成するリストにその意見を反映させるために、専門家集団の創設を働きかけて、単一の規律を有する専門家集団である連合会 (union)<sup>18</sup>を創設したことが挙げられる。その後、連合会は、鑑定を行う上で、より強力に専門家団体の要望を裁判所に伝えるために、その要望を集約するための上位機関の必要性を認識するようになった。1931年には、建築士であるアンドレ・バック (André Bac、以下、「バック」とする。) が中心となって、ボルドーの控訴院に、約40の連合会を構成員とする裁判所内部の機関を設立した。その後もバックは精力的に活動を続けていき、最終的にはパリの行政裁判所にまでその食指を伸ばした。パリの行政裁判所においてバックは、リストの作成に並行して、リスト登載者らとともに、地域単位および専門分野単位で構成する連合会の創設を進めていき、最終的には協議会の前身である、全国司法鑑定人評議会 (Fédération Nationale des Associations d'Experts Judiciaires、以下、「評議会」とする。) を創設した。評議会は任意加入であったために、連合会には多くの専門家が所属していた一方で、評議会に所属する連合会、専門家は多くなかった。第二次世界大戦前後の一時期、その活動が停滞していた期間はあったが、評議会の活動は拡大していき、2008年に、評議会は裁判所から独立して司法省に属する公益団体としての資格が承認され、これに伴って、評議会から現在の協議会に名称が変更された<sup>19</sup>。徐々に協議会に加

<sup>18</sup> 北村・前掲注 (13) 14頁では、土地資産の測量・書類図面作成等に関して独占権のある不動産測量鑑定士、会計鑑定士、認証鑑定士については、固有の職団があると紹介している。

<sup>19</sup> 2008年5月31日のデクレ参照。

入する連合会は増えていき、2012年10月の時点では、約100の専門分野にわたる連合会が所属し、約9600人の鑑定人が、協議会に所属している<sup>20</sup>。

### 3. 協議会について

#### (1) 協議会の目的、加盟義務、活動内容

協議会が公益団体となったことで、協議会によって管理されているリスト<sup>21</sup>もまた、公式のリストとして扱われることになった。それによって、協議会の管理するリストは、すべて公開されることとなった。そして、公式のリストに登載された鑑定人に関する業務を扱うことから、現在の協議会の活動は、公務・公共サービスを提供する機関としての側面が強くなってきている。協議会は、設立当初の司法鑑定人のリスト管理、専門家の意見を集約するというだけでなく、訴訟当事者へのリスト登載者への信頼を確保するための施策の実施といった、裁判所や鑑定人だけでなく、リストを利用して鑑定人を選任する、訴訟当事者の利便性までも追求するようになった。それだけでなく、協議会は、従来、鑑定監督等を担当する裁判官によって自主的に行われてきた様々な業務についても、裁判所から独立、または協同して行っている。

協議会の活動をまとめると、協議会は、リストの管理および裁判所からリストとして整理された者の認証<sup>22</sup>作業、協議会が定める倫理規定に反する者の調

<sup>20</sup> 原則としては、専門家集団である連合会が、協議会に所属する。ただし、連合会に所属していない専門家についても、協議会に所属することはできる。C.N.C.E.J・op.cit, (n.1) p.15-16. およびシャリエ委員長への聞き取り調査より。また、所属団体や専門分野については、C.N.C.E.J・op.cit, (n.1) p.17-20参照。

<sup>21</sup> 協議会は、各裁判所が作成するリストのすべてを管理しているわけではないが、将来的には、すべてのリストの管理を行うことを目標にしている。シャリエ委員長への聞き取り調査より。

<sup>22</sup> 協議会は、現在は、医療鑑定人等の一部の認証を行っているにすぎないが、将来的には、国内における鑑定人の認証をすべて行うことを目標としている。また、国内だけではなく、国外の者からのリストへの登載を申請する者の認証についても、通訳等の一部の分野では、認証を行っている。国外の者によるリストへの登載の申請の認証が問題となった事件としては、Penarroja 事件（スペインの通訳が、バリの控訴院および破毀院のリストへの登載を申請したところ、国籍を理由に拒否された事件、Cass.2<sup>e</sup> Ch civ.10 sept.2009, n<sup>o</sup> 09-10605,

査、鑑定人研修プログラムの実施といった専門家の質の向上のための施策の実施、欧州人権条約に基づく司法の補助（主に欧州人権裁判所への鑑定人の供給）および公平な裁判を実現するための様々な方策を講じること<sup>23</sup>、鑑定人が参考とすることのできるマニュアル等の関連書物の出版、マーケティングおよびITサービスの供給等といった多岐にわたる活動をしている<sup>24</sup>。そして、協議会の業務拡大とともに、協議会を構成する機関の整備も進められた。現在協議会は、諮問委員会（Comité de Reflexion）、欧州委員会（Commission Europe）、懲罰委員会（Commission Penale）、情報科学委員会（Commission Informatique）、法務（検討）委員会（Commission Juridique）、鑑定研修委員会（Commission Formation-Qualité dans L'expertise）および最終的な意思決定機関である理事会（Conseil D'administration）によって構成されている。協議会における各委員会の長および16名の理事は、鑑定において古くから多く用いられている建築、専門会計士、医療の3つの分野の者がその大半を占めており、これらの者のほとんどが、それぞれの分野の実務を10年ほど経験した後に鑑定人になっている<sup>25</sup>。

---

Penarroja) がある。本件はその後、欧州人権裁判所に申し立てられ、欧州人権裁判所は、欧州人権条約6条に定める公平な裁判を受ける権利に含まれるため、国籍のみを理由とするリストへの登載の拒否は許されないと判断した（欧州人権裁判所2011年5月11日裁決）。それ以降、国外の者からのリストへの登載申請に対する認証も協議会が担っている。これについては、RUELLAN (F.), MARIE (N.), Droit et pratique de l'expertise judiciaire civile, Paris, LexisNexis, 2012, p.15.

<sup>23</sup> この取り組みの一つとして、4年に1度、協議会主催で、司法鑑定人集会（Congrès des Experts de Justice）が行われる。聞き取り調査の時点での前回大会は、2012年10月12.13.14日にベルサイユで行われた。ここでは、一つのテーマにつき、協議会に所属する連合会の代表者、弁護士がパネリストとなって、「公平な裁判の原則および対審の原則における鑑定」をテーマに議論した。C.N.C.E.J, l'expertise dans le procès équitable: principe et pratique de la contradiction, Paris, C.N.C.E.J, 2012参照。なお、集会の様子は、協議会のホームページ上でも閲覧できる。<http://cncej.org/documents/cncej/index.php?z=1&accueil=1&val=2>（最終検索日：2016年9月15日）参照。

<sup>24</sup> C.N.C.E.J・op.cit, (n.1) p.17.

<sup>25</sup> C.N.C.E.J・op.cit, (n.23) HP 参照。そのため、法学の知識を有する者も居るが、それぞれが各分野の専門家であるため、法学に関する知識を有する者は多

## (2) 協議会と裁判所、鑑定人との関係

鑑定の監督等を担当する裁判官と理事との関係をみると、裁判所から独立する前は、両者は日常的に連絡を取り合っていた。しかしながら独立後は、裁判所からの独立性を高めるために、原則として裁判官と理事が個別に連絡を取り合うことはなくなり、両者は、必要に応じて相互の意見交換のために会合を開いている<sup>26</sup>。そこでは、鑑定人リストの質の改善策、鑑定人研修プログラム、現在の鑑定制度で生ずるだろう懸念事項について、相談や提言を交わしている<sup>27</sup>。

鑑定人と協議会との関係をみても、協議会は、原則として連合会に対して連絡等を行うのみで、鑑定人個々との連絡のやりとりを極力行っていない。個々の鑑定人への連絡は、いずれの連合会にも属していない鑑定人について、その

---

くない。シャリエ委員長は、大学院で会計だけでなく法学についても研究した。シャリエ委員長は、大学院で法学を学び、法律の知識を有しているということが、シャリエ委員長が法務委員長に就いている一要因であると分析して、そのことを「盲人の国では、片眼の人が王になる (Au royaume des aveugles, les borgnes sont rois)」と表現した。

<sup>26</sup> なお、前田・前掲注 (5) 46頁によると、鑑定監督等を担当する裁判官と鑑定人協会の理事らは、日常的に電話や面談をして連絡を取り合っているとしている。確かに、この文献刊行時の2000年においてはそのような状況であったものと考えられるが、2008年の司法省に属する公益団体としての資格が与えられて以降は、裁判所からの独立をより強固なものとするために、公的な場面以外での両者の接触を減少させているということであった。シャリエ委員長への聞き取り調査より。

<sup>27</sup> 協議会は、司法鑑定人に関する白書という形で、裁判所に行った要望等を公表している。参考までに、2008年の白書では、主として、①裁判所によってリストに登録される者が選定されるが、鑑定人の募集、必要とされる法的資格等の基準が、リスト作成をする裁判所によって示されていない、②鑑定人の報酬が、役務の負担に応じた金額になっていない、ということを陳情している。②については、鑑定費用の平均額は、一時間あたり約71€であり、私鑑定費用の平均を下回るという。他方で、公式のリストに登録された鑑定人の業務ということで公務・公共サービスとしての側面があり、鑑定費用が公共サービスにふさわしい程度の額に抑えられているという一面があることは否定できないだろう。生田・前掲注 (12) 285、323頁。

者の情報を集める場合にのみ行っている<sup>28</sup>。

### (3) 鑑定人の質を確保するための方策について

裁判所は、リストの公開文書化によって、リストに登載される鑑定人の地位を向上させるとともに、当該リストに登載された鑑定人を選択する訴訟当事者に対して、リストへの信頼を獲得するために、能力の高い鑑定人をいかに確保するかに強い関心を有するようになった<sup>29</sup>。この鑑定人の質確保の責任は、現在は協議会ではなく、各連合会がその責任を負担しており、各連合会がどのような対策を行っているかについては、協議会がその情報を集約、整理している。また、協議会は、協議会に所属する鑑定人が、その能力や資質に問題があると訴訟当事者から連絡があった場合<sup>30</sup>には、可能な限りその者の情報を集めて、次のリスト登載者の選定時の参考資料に供するために、リスト登載者の整理を行っている司法省検事局に連絡している<sup>31</sup>。

### (4) 倫理規定

協議会は、フランス民事訴訟法典に規定されている、技術者に課される義

<sup>28</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。鑑定人への連絡がされる具体例としては、IT 等の分野のような、近年その必要性が認識され始めてきたばかりで、連合会の創設がなされていない場合である。

<sup>29</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。なお、リストに登載されている鑑定人は、職業としての保護を認められてはいないが、肩書きの独占については認められている。生田・前掲注 (12) 311頁。

<sup>30</sup> ここでの連絡の多くは、手続の不遵守である。具体的には、両訴訟当事者が、鑑定人の有する専門的知識を共有していないといった当事者主義違反や対審の原則違反である。シャリエ委員長への聞き取り調査より。

<sup>31</sup> 現在、鑑定人リストへの登載申請者の情報収集を行うのは司法省検事局である。また、鑑定人リストへの登載申請時の情報の確認作業は、共和国検事が中心となっていく。共和国検事は、その権限を利用して犯罪記録簿や警察を通じ身元の確認等、候補者の身辺調査を行っている。その際、専門分野に詳しいかどうかの実質的な調査を協議会が担っており、その結果を司法省検事局に連絡している。生田・前掲注 (12) 300頁。

務<sup>32</sup>を具体化するために、司法鑑定人の倫理規定を設けている<sup>33</sup>。この倫理規定は、美術、科学、技能分野または技術者として協議会に所属するすべての鑑定人、また、特別の規定がある場合には、紛争解決のために必要な技術的情報および意見を与える者に対して適用される<sup>34</sup>。倫理規定は、以下の6条で構成される。

第一に、対審の原則の遵守および職務上の秘密といった、鑑定人が守るべき義務を11項にわたって定める（第1条）。

第二に、鑑定人は、裁判所の執行士の活動を尊重しなければならないという規定や、裁判官の自由裁量の範囲内にある事項について、その任務を超えて活動または提案をしてはならないといった、裁判所および裁判所の執行官に対する義務を4項にわたって定めている（第2条）。

第三に、鑑定人は、当事者の一方から、すでに同一事項について意見を求められている場合および彼らが独立してその職務の遂行を行っていないものと推定される場合には、その任務から離脱しなければならない、といった規定にみられるような当事者に対する義務が4項にわたって定められている（第3条）。

第四に、協議会に所属する同一連合会の構成員である2人、またはそれ以上の鑑定人間で、当該事案について、その意見に相違がある場合、意見の一致する事項、誰の意見があり、その意見に至るまでに行ったすべての取り組みを、その連合会の長に提出しなければならないといった規定がある。この規定は、同一連合会内での同様の専門分野をもつ者が存在する場合に、どのような対応を取れば良いのかについて、一種の鑑定人の行動指針ともいえる条項が2項にわたって定めている（第4条）。

第五に、鑑定人は、その選任がなされるまで、自ら調査し、意見を与えてはならない、といった、鑑定人による私的調査への規制が8項にわたって定められており（第5条）、最後の第6条は、倫理規定のあらゆる違反について、協議

<sup>32</sup> 民事訴訟法典（以下、「CPC」とする。）237条「委託を受けた技術者は、良心に従い、客観的にかつ公平に、その任務を遂行しなければならない。」なお、日本語訳については、法務省司法法制調査部編『注釈フランス新民事訴訟法典』（法曹会、1978年）、若林安雄「新フランス民事訴訟法典」近大法学40巻2号135頁（1992）以下を参照した。以後、条文訳は、これらに拠っている。

<sup>33</sup> LECLERC (O.), Le juge et l'expert, Paris, LGDJ, 2005, p.208.

<sup>34</sup> C.N.C.E.J・op.cit, (n.1) p.57.

会に所属する鑑定人については、協議会が処分するということ、協議会が倫理規定の違反について調査をする場合、協議会は懸念事項を各連合会に知らせ、そして、これら2つの機関が協同して、その者への処分を下す(第6条)、と定めている。

#### (5) 鑑定人研修プログラム

次に、裁判所の実務で行われていたものが、協議会主導で取り組むようになったものとしては、鑑定人研修プログラムが挙げられる。1997年、当時の評議学会長の提唱によって、控訴院長、大審院長、大審裁判所長、鑑定監督裁判長、協議会会長等が発起人となって、パリの控訴院管内に鑑定人の研修センターが設立された<sup>35</sup>。同センターは、執務時間終了後に控訴院内の会議室等を利用して、裁判官、協議会理事、大学教授等が講師となって、リスト登載者に対する研修を行っている。この研修は、主に新規リスト登載者を対象として実施されており、任意参加ではあるが、新規リスト登載者の多くが参加している<sup>36</sup>。そのプログラムの内容は、協議会で検討されており、現在は、フランス司法制度の概要、民事訴訟手続における対審の原則の意義、民事鑑定の実務処理上の留意事項等の研修を実施している。これ以外にも、協議会は、連合会ごとの専門研修にも関与している。例えば、測量士団体が実施している研修プログラムの具体的内容を把握して、助言を与えている<sup>37</sup>。

### 4. 鑑定人となる者への負担軽減とインセンティブ

これまで協議会について整理をしてきたが、協議会を創設するためには、そもそも協議会を創設できるほどの鑑定人となる者が存在することが必要であ

<sup>35</sup> 前田・前掲注(5) 46頁、生田・前掲注(12) 304、315頁参照。

<sup>36</sup> この研修は、連合会主催で行われるものだけでなく、協議会、裁判所が主催するもの、協議会と連合会、裁判所との共催のもの等様々なものがある。また、医療鑑定人等のように、専門分野によっては、研修が義務付けられている分野もある。シャリエ委員長への聞き取り調査、生田・前掲注(12) 305頁。

<sup>37</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。また、シャリエ委員長によると、近年6・7の大学において、授業内で鑑定手続に関する講義を行っているということであった。

る。そして、鑑定人となる者を確保するためには、鑑定人の負担を軽減するだけでなく、鑑定人となることへのインセンティブを与えなければならない。今回の聞き取り調査においても、シャリエ委員長は、鑑定人の時間的・物的負担が軽減されること、鑑定人となることへのインセンティブが働くことが重要であると述べていた<sup>38</sup>。そこで以下では、鑑定人の負担を軽減するためには、フランスでのどのような制度が役立っており、どのようなインセンティブが鑑定人となる者に働いているのかを概観する。

## (1) 鑑定人の負担軽減

### 1) 早期の鑑定の実施

まず、フランスでは、かなり早い段階で鑑定が実施されていることが、鑑定人の負担を軽減するのに役立っている。すなわち、フランスにおける鑑定は、レフェレという訴訟提起の前段階で行われることが多く、約80%が鑑定レフェレで行われている分野もある<sup>39</sup>。本来、レフェレは、日本法では仮処分に対応する略式裁判で、これを証拠保全に用いている手続であるが、実務ではそれ以外の情報収集の目的を有するものがレフェレで行われており、鑑定レフェレもその一つとして実施されている<sup>40</sup>。これによって、本案では2年ほどかかるもの

<sup>38</sup> シャリエ委員長は主として、社会学の視点から、鑑定人へのインセンティブを研究している。PÉLISSE (J.), PROTAIS (C.), LARCHET (K.), CHARRIER (E.), Des chiffres, Des maux et des lettres-une sociologie l'expertise judiciaires en économie en psychiatrie et en langue, Paris, Armand, A Colin, 2012.

<sup>39</sup> 例えば、建築関係訴訟では、約83%が鑑定レフェレによってなされている。Liste des experts judiciaires établie pour le ressort de la Cour d'Appel de Limoges. Année 2013.

<sup>40</sup> CPC145条「すべての訴訟に先立って、紛争の解決の基礎となる事実の証拠を保全し又は証明を行う正当な理由が存在する場合には、法律上認められる証拠調べは、すべての利害関係人の請求により、申請に基づいて又はレフェレとしてこれを命じることができる」。レフェレについては、徳田園恵「〈世界の司法—その実像を見つめて〉3> 鑑定の活用をめぐる問題について」判タ1010号42頁(1999)以下、本田耕一『レフェレの研究—フランスにおける仮処分命令の発令要件—』(中央経済社、1997年)等がある。また、町村泰貴「提訴前の証拠保全の正当な利益：フランス新民事訴訟法典145条をめぐる」商学討究43巻3・4号338頁(1993)は、鑑定人による調査のため当事者および第三者は必要な書

が、レフェレでは2ヶ月程度で済み、鑑定人の時間的負担を軽減している<sup>41</sup>。

## 2) 鑑定人自ら鑑定する義務を柔軟に判断することによる軽減

鑑定人が自ら鑑定をしなければならないという義務は、CPC233条1項により定められており<sup>42</sup>、鑑定が命じられるときには、原則1名の鑑定人が指名される<sup>43</sup>。本来、鑑定人は、自己の専門的な識見の故に選任されるのであるから、自らの管理下のある者に鑑定作業を委ねることが許されないだけでなく、鑑定作業自体を自らの管理の及ばない第三者に委ねることはできず、仮に鑑定作業自体をこれらの者に代行させた場合には、その鑑定は無効となるはずである<sup>44</sup>。しかしながらこの自ら鑑定をしなければならないという義務は、厳格な線引きをもって運用されておらず、それぞれの事案によって柔軟に判断されている。例えば、裁判例においても、問題の車が売却されてしまっていて直接検査できず、他者の作成した詳細な報告書を参照して鑑定をした事例では、鑑定として

---

類を交付しなければならないとされたこと等から、実質的には訴え提起前の証拠開示・情報開示が実現されていたのに近い状態であったと指摘する。

<sup>41</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。

<sup>42</sup> CPC233条「技術者たる資格に基づいて裁判官により権限を授与された技術者は、自己に託された任務を自身で遂行しなければならない」。ただし、単独の鑑定人が自らの専門分野とは異なる分野の専門家の意見を自由に求めることは認められている（CPC278条、サピター、サピテール（Sapiteur）とも）。CPC278条「鑑定人は、自ら他の技術者の意見を取り入れることができるが、この場合は自己のものと異なる専門分野に限られる。」。RUELLAN・op.cit, (n.22) p.22. 北村一郎「フランス民事訴訟における鑑定人の役割（二・完）」法協110巻2号182頁（1993）は、これを「目利き」とも呼んでいる。

<sup>43</sup> CPC264条「裁判官が数人を指名することが必要であると認める場合を除き、鑑定人としてただ1名のみが指名される。」。

<sup>44</sup> Toulouse 20 mai. 1975, D.1975.Somm.85.（建築士が自ら依頼を受けた鑑定作業について、息子に作業および報告書の作成をさせたことを理由に、鑑定が無効となった事例）。Aix-en-Provence 19 oct.1976, Gaz.Pal.1977.1.Somm.210, Reims 8 janv.1980, J.C.P.1980.4.398（鑑定人の責任において、従業員を使用したことについて、その鑑定を無効とした事例）。これについては、北村・前掲注（42）198頁参照。

の欠陥はないと解釈している<sup>45</sup>。これだけでなく、単にアシスタントを使い、自らはそれを監督確認した例についてもこの鑑定の有効性を肯定している<sup>46</sup>。このように、その当時の状況に応じて柔軟に鑑定の有効性を判断することは、多忙を極める専門家の物的、時間的な負担の軽減にも繋がるという一面がある<sup>47</sup>。

### 3) 鑑定人の過失による損害賠償責任を負う場合に対する責任の分散

フランスでは、鑑定人は、その過失により、損害賠償責任を負う可能性がある。例えば、測量士が土地の区画を間違えて測量したが、その訴訟の5年後に間違いが判明したという事案が挙げられる。この事案においては、5年間という時間と転売機会の喪失について、鑑定人に対して、過失に基づく損害賠償が認められた<sup>48</sup>。また、情報提供義務違反の場合にも、損害賠償を請求されることもある。例えば、会計士が企業価値の推定を行ったときに、後に重要な要素が抜けていることが判明したが、それらの情報を依頼主に提供していなかった場合に、情報提供義務違反に基づく損害賠償請求が認められた<sup>49</sup>。このような状況になることを防止するために、実際に利用頻度の多い鑑定については、個人または個人が所属する機関によって、鑑定に対する強制保険に加入している<sup>50</sup>。これにより鑑定人は、自らが将来負う可能性のある責任を分散すること

<sup>45</sup> Req 26 juill.1926, D.H.1926.565. 北村・前掲注 (42) 198頁。

<sup>46</sup> Cass.2<sup>e</sup> Ch.civ 5 mars. 1975, Bull.Civ.2 N.70, Reims 8 janvier 1980, Gaz. Pal.1981.1.Somm.153.

<sup>47</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。他方で、このように柔軟に判断することは、裁判所に提出しなければその有効性が判断されないのであるから、かえって鑑定人にとっては、証拠として用いられて、その訴訟の結果を左右することを念頭に、かなりの時間を要して行われた鑑定の有効性が否定された場合には、自らの労力が無駄になっているように感じる、という一面もあるだろう。

<sup>48</sup> Angers, 15 février 2006, CT0063.

<sup>49</sup> Cass.,soc 15 novembre 1973, n. pub. B.1973-10.259.

<sup>50</sup> また、1984年8月16日のアレテによる保険法典第 A243-1条によって、強制保険とされている建築士の責任保険について、損害の認定・記述・評価を行う建築損害保険鑑定士も存在する。これについては、北村・前掲注 (13) 14頁、生田・前掲注 (12) 297頁参照。

ができるため、鑑定人となることを引き受けやすくなる<sup>51</sup>。

#### 4) 鑑定人の出廷負担の軽減

フランスでは、アメリカやイギリスのような、当事者が選任した専門家が意見書を提出した後に、法廷で証言するということは、民事ではほとんどない<sup>52</sup>。仮に出廷しても一専門家（証人）として出廷する程度で、鑑定人以外の専門家が証言することはまずないため、鑑定人となる者の負担は少ない。

#### (2) 鑑定人となることへのインセンティブ

以上が、鑑定人の負担を軽減する方法として考えられるが、鑑定人となることへのインセンティブとしては、シャリエ委員長は主として以下の3点を中心に挙げていた。

第一に、難しい問題にチャレンジしたい、というものである。シャリエ委員長によると、鑑定を必要とする事案では、訴訟当事者間の対立や、その専門家間での対立があることも少なくなく、当然のことながら事案も複雑なものとなる。そのような問題を解決に導くことの一助となることができることに、鑑定人は喜びを感じ、やりがいを感じている者も少なくないということであった。

第二に、これから専門家としての地位を築いていきたいという者には、自らの知名度を上げ、ビジネスの機会を増やすというインセンティブがある。シャリエ委員長は、医師等、フランスでは法的な制約で広告ができない職業があり、司法鑑定人になることで、知名度が上がり、顧客に対する宣伝にもなるとする。また、鑑定の報酬が一般の業務を遂行した場合の給料に比べて、20-50%程度となるが、鑑定人になると報酬は少なくとも、鑑定人のコミュニティに入ることが可能となり、資料が手に入り、他の鑑定人とのつながりができるというメリットがあることから、鑑定人となることへのインセンティブになると指摘する。

第三に、前述のように、鑑定の報酬が少ないという一面はあるが、リタイアの準備での補充的な収入としては十分な額である。そのため、これらの補充的な収入を得るために鑑定人となる、ということも挙げられる。シャリエ委員長

<sup>51</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。

<sup>52</sup> シャリエ委員長への聞き取り調査より。

によると、2004年12月23日のデクレ1463号2条7項によって、全国リストへの登載を申請できるのは70歳までと規定されているが、実質的にも、引退後の者がリストに登載されることが多い。このことは、2007年のパリ、リヨン、アンジェの控訴院リストに対する調査で、言語の分野に属する鑑定人は50歳、精神科学の分野に属する鑑定人が57歳の者がその割合として最も多かったことからわかる<sup>53</sup>。

これら3つのインセンティブをみると、フランスにおいては、自己の満足を得るという意味での精神的利益、自らの本業に好影響を与えることを期待する、本業における利益、自己の生活費の補充といった経済的利益があることが鑑定人となることへのインセンティブになっているものと考えられる。

## 5. 結びに代えて～我が国への若干の示唆

本稿では、フランスにおける協議会の現状、鑑定人の負担の軽減および鑑定人となることへのインセンティブを紹介してきた。本章では、わが国への示唆として、将来的に全国的な規模の鑑定人ネットワークを構築するために、その前提となる、十分な鑑定人を確保するための施策という視点と、鑑定人を確保後に、鑑定人の公平性・中立性・質を確保するという視点に分類して、今後の課題を述べる。

### (1) 鑑定人の確保

#### 1) 鑑定人の負担軽減について

鑑定人の負担軽減について、まず考えられるのが、複数の鑑定人あるいは専門家が関与することによる、鑑定人の物的・精神的負担を軽減するというものである。フランスにおいては、原則1名の鑑定人が指名される一方で、他の鑑定人やそれ以外の者から援助を受けることを、その状況に応じて、かなり柔軟に認めている。わが国でも、医事関係訴訟において、東京地裁でのカンファレンス鑑定、横浜地裁での専門委員の積極的な活用、千葉地裁での複数鑑定の実施等、徐々に複数の専門家が参加して鑑定人の負担を軽減するための制度設計

---

<sup>53</sup> PÉLISSE・op.cit. (n.38) p.37.

が進められている<sup>54</sup>。今後は、これらの制度を発展させるために、他の鑑定人との関係で、その任務の範囲や関与のあり方について精査していく必要があるだろう。

また、フランスにおける鑑定人への過失に基づく損害賠償請求は、日本ではその発想があまりないが、例えば不動産契約に際して誤った測量をした土地家屋調査士への責任が考えうる。そのような場合には、将来、鑑定人が責任を追究される可能性が考えられないわけではなく、フランスのように、強制保険によって、その危険を分散する必要がある。しかしながら、フランスのように公的な機関が運営する鑑定人の強制加入の保険が、そもそも鑑定人の絶対数が少ないわが国においても果たして実現ができるのであろうか。仮に、この強制加入の保険の実現可能性が低い場合には、鑑定人の責任を相当程度免責するという形で認めることによってそのような危険の分散を行うことも考えられるところではあるが、その範囲等、検討すべき課題は多く残されている。

## 2) 鑑定人へのインセンティブ

次に、十分な鑑定人の数を確保するために、鑑定人へのインセンティブを与えることが不可欠であるが、フランスにおける状況が、そのままわが国においても当てはまらないものがある。例えばフランスでは、鑑定人を引き受けることは、それ自体でその分野の権威として認められたことになり、非常に名誉な事柄であると本人が自覚できるのと同時に、一定の社会的評価につながることで、鑑定人となることへのインセンティブになるという。確かに、わが国にお

<sup>54</sup> 秋吉仁美「カンファレンス鑑定の実状と課題－東京地方裁判所医療集中部における鑑定の経験を踏まえて－」法の支配150巻4-14頁（2008）、山崎進、大西忠博「東京地方裁判所医療集中部カンファレンス鑑定事例の検討－産科大出血事件（東京地方裁判所平成17年9月30日判決（民事第34部）、東京高等裁判所平成19年3月27日判決（第19部民事部））」法律実務研究23号5-63頁（2008）、東京地方裁判所医療訴訟対策委員会「東京地方裁判所医療集中部における鑑定の実情とその検証（上）」判時1963号3-35頁（2007）、同「医療訴訟の審理運営方針（改訂版）」判タ1389号21-22頁（2013）参照。これ以外にも、仙台地方裁判所で行われた、座談会方式も挙げられる。信濃孝一・寺田利彦「座談会方式による私的鑑定人の尋問専門訴訟の証拠調べにおける新たな試み」判タ1131号4頁（2003）以下。

いてもそのような環境が整備されることが望ましく、わが国において鑑定人の地位向上を図ることが、鑑定人選任の困難の解決に向けて、必要であるのは事実であろう。しかしながら、このようなフランスにおける鑑定人の高い地位は、長年をかけて訴訟当事者の鑑定人に対する信頼が醸成されてきたことがその背景にあり、現在のわが国では、鑑定人に対してまだ十分な地位が与えられているということは難しく、長期的な視点で、鑑定人の地位の確立に取り組む必要がある。具体的な取り組みの一例としては、表彰制度を設ける等をして、フランスにおけるのと同様、鑑定人の地位を向上し、鑑定人への信頼を徐々に獲得していく努力をしていくことによって、鑑定人を引き受けることに意欲を持たせる工夫をする必要があるだろう<sup>55</sup>。

## （２）鑑定人の質・中立性・公平性の確保

次に、鑑定人の数を確保するだけでなく、質を確保するという視点でみると、まず考えられるのが、リストの作成である。フランスの歴史をみると、かつては、裁判所がリスト作成時の専門家の意見の収集、リストの管理、公開をさせる等という目的から、裁判所が主導となって専門家集団の創設を進めた。その後、専門家集団の意見を集約するために、鑑定人自身が主体となって、専門家集団の創設が進んだのである。

わが国においても、医事関係訴訟のようにリストの作成が進められている分野がある。このリストの作成には、各専門分野において鑑定人にふさわしい識見を有する者を把握するために、各専門分野の学会等の協力が不可欠である。医事関係訴訟では、医療界と法曹界等の参加するシンポジウムが実施されるなど、徐々に相互理解のための環境が整えられつつある<sup>56</sup>。他方で、現在は、学

<sup>55</sup> 実際に千葉地裁では、表彰制度を導入することによって、鑑定人の地位向上を図ろうとしている。小磯・前掲注（８）37頁。

<sup>56</sup> 例えば、東京地方裁判所の医療集中部における医療界の相互理解のためのシンポジウムが、現在までに合計7回実施されている。浜秀樹、荒井勉、森田茂穂「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム（第1回）」判タ1326号5-37頁（2010）、浜秀樹、難波孝一、高瀬浩造「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム（第2回）」判タ1328号5-35頁（2010）、浜秀樹、菅野博之、高瀬浩造「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム（第3回）」判タ1355号4-46頁（2011）、高橋譲、小林昭彦、大森夏織「医療界と法曹界の相互理解のた

会等の既存の専門家団体から示されたリストにそのまま依拠して鑑定人名簿を作成されることが多く、仮にこれらの団体の構成員が訴訟の一方当事者となった場合には、中立性、公平性の観点から、何らかの配慮が必要となる<sup>57</sup>。

これについて、フランスにおける鑑定人に対する倫理規定が参考になる。この倫理規定は、訴訟当事者や裁判所に関連する者だけでなく、他の専門家との関係について規定されていることから、職業倫理としての性質だけでなく、鑑定人の行動指針という面があることは否定できず、その意味でわが国においても、鑑定人の質だけでなく、中立性、公平性をもって鑑定を実施されるような制度設計を進める上で、検討する価値が大きい。

また、質確保として最も意義があると考えられるものは、鑑定人の研修である。フランスでは、協議会が中心となって、鑑定人の研修を行っている。これに対して、わが国をみると、個々の専門家に一回的に鑑定を依頼するだけで、鑑定人に対して鑑定手続の性質、鑑定人の職責、鑑定手続の進め方、鑑定書の作成要領等についてまとまった説明が十分になされておらず、将来ある程度の質が保証された専門家を育てることが必要であって、鑑定人の研修にも裁判所として取り組んでいくべきである<sup>58</sup>。

以上のように、本稿では、わが国における鑑定人選任の困難を解決するために、将来的な全国的な規模の鑑定人ネットワークの構築に向けて、フランスにおける鑑定人確保策等を参考に整理をしてきた。しかしながら、わが国における鑑定人を選任することが困難であるという問題を解決するための課題は山積しており、これについては、今後の研究課題としたい。

---

めのシンポジウム（第4回）」判タ1374号56-99頁（2012）、高橋譲、大門匡、高瀬浩造「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム（第5回）」判タ1391号48-88頁（2013）、高橋孝雄、川崎志保里、村上雅彦「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」判タ1404号5-38頁（2014）、加藤正男、白井幸夫、有賀徹「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」判タ1416号5-43頁（2015）。また、浜秀樹「すべきことと否定できないこと「医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウム」誕生へ」判タ1355号47-51頁（2011）においても、医療者と法曹では、同じ言葉でも違う意味で用いているということを紹介して、医療界と法曹界での相互理解を深める必要性がある、と指摘している。

<sup>57</sup> 前田・前掲注（5）126-128頁。

<sup>58</sup> 前田・前掲注（5）128頁。

〈追記〉本稿は、渡辺千原「規範形成・社会的意思決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究」(科学研究費基盤研究(B) 25285005、2013年採択)の支援を受けている。